

経営者・経理総務担当者向け月刊誌

CLUE

<http://www.profit21.co.jp/>

11

2013
November

No.184



特集

2p

ここが変わる！新たな税務調査の手続き

1p ワークスケジュール／ワークマニュアル
エコノミックトレンド

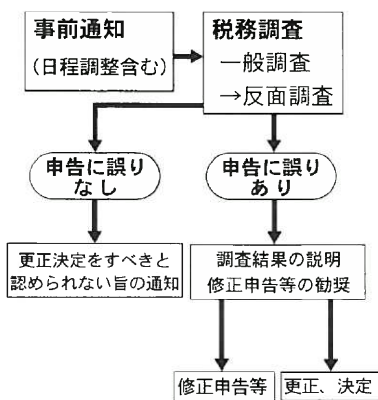
5p 経理・税務
所得拡大促進税制を活用する

7p 経営・財務
経営改善活性化税制を活用する!

8p PCテクニック
挨拶文を自動的に入力するには

ここが変わる！ 新たな税務調査の手続き

秋、本格的な税務調査の時期に突入します。平成23年度税制改正により平成25年1月1日以降の税務調査について適用される手続きが法定化されました。従来からの慣例になっていた事項の明文化もあれば、新たな新設制度もあります。改正前・改正後との対比と、国税庁が作成したFAQより新しい税務調査手続きを記載しました。ご確認いただき、税務調査に備えたいものです。



税務調査前

【(1)事前通知の連絡方法【改正なし】(改正前) 法令上の規定なし (改正後) 法令上の規定なし】

◆税務調査手続に関するFAQ
◇税理士向け 問1より

税務代理権限証書を提出している税理士等がいる場合で、納税者が望むのであるならば納税者には税務調査を行う旨を通知し、その他の事前通知事項は顧問税理士に通知します。よって税

務代理権限証書が提出されていても、少なくとも税務調査を実施することは税務当局から納税者に直接通知することになります。

◆税務調査手続に関するFAQ
◇税理士向け 問2より

事前通知の方法は法令上では規定されていませんが、原則として電話により口頭で行うこととしています。納税者の個別の要望によって書面での通知は行っていない。

しかし、納税者に直接電話による事前通知を行うことが困難と認められる場合は、税務当局から直接納税者に事前通知事項の内容を記載した書面を郵送することもあるので、その際は調査担当者に相談ができます。

(2)通知の内容【改正】

【(改正前) 納税者・顧問税理士に対し税務調査を行う旨を通知する(調査の内容については法令上の規定なし)。(改正後) 納税者・顧問税理士に対し調査の開始日時・場所・調査の目的・調査対象税目・調査対象期間・調査対象となる帳簿書類などを事前に通知する。

◆税務調査手続に関するFAQ
◇税理士向け 問4より

印紙税は税務代理人になることがありませんので、印紙税について税務調査を行うことがある場合は事前通知及び調査結果の内容説明は納税者に対して行われることとなります。

◎事前通知のチェックリスト

税務調査事前通知のチェックリスト

調査対象者の氏名・名称と住所	氏名・名称 住所
事前通知の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(なしの場合も下欄を記載する)
通知日	開弁先 年 月 日 時刻 税理士 年 月 日 時刻 (通知を受けた担当名)
調査担当官	税務署 部門 又は 国税局 調査 部門 電話番号 役職 氏名 (複数の場合には代表者) 調査官の人数 人
調査日時	(都合がなければ変更可能) 年 月 日 ~ 年 月 日
調査場所	(都合がなければ変更可能)
調査税目	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 包税税・贈与税 <input type="checkbox"/> その他()
調査対象期間	<input type="checkbox"/> 所得税 年分 年分 <input type="checkbox"/> 法人税 年 期分~ 年 期分 <input type="checkbox"/> ()税 対象期間() <input type="checkbox"/> ()税 対象期間()
調査の目的(理由)	<input type="checkbox"/> 申告書の記載内容を確認するため <input type="checkbox"/> 納税義務の有無を確認するため <input type="checkbox"/> その他()
対象物件	<input type="checkbox"/> 帳簿書類 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書等 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に聞き取って記述)
その他	()

〔3〕日程の調整【新設】

〔改正前〕

法律上の法令上の規定なし（実務上納税者・顧問税理士の事情も考慮して日程調整）。

〔改正後〕

納税義務者・顧問税理士から合理的な理由を付して調査開始日時・調査開始場所の変更の求めがあった場合は課税当局側は協議するよう努める。

〔日程調整できる例〕

納税者・顧問税理士の一時的な入院・親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情。

納税者・顧問税理士の業務上やむを得ない事情。

税務調査時

〔1〕身分証明書の提示【改正なし】

調査担当者が事務所や事業所等へ赴く際は身分証明書と質問検査章を携帯し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

〔2〕質問検査権

【帳簿書類の提示・提出の追加】

〔改正前〕

①質問
②帳簿書類その他の物件の検査

〔改正後〕

①質問
②帳簿書類その他の物件の検査
③（追加）帳簿書類その他の物件（コピー含む）の提示・提出を求める

ことができる。

◆税務調査手続に関するFAQ

◇一般納税者向け 問5より

パソコン等に保存された帳簿書類の提示・提出は左記になります。
提示：ディスプレイ上で表示して税務調査官が確認
提出：通常はその該当部分を印刷

データそのもので記録媒体への保存をお願いする場合があります。この場合、提出されたデータは調査終了後、確実に消去します。

〔3〕帳簿書類の預かりと返還【新設】

〔改正前〕 法令上の規定なし。

〔改正後〕 調査に必要があるときは、提出された物件を留め置く（預かって返す）ことができる（留め置きの際には預り証をやり取りする。返還の際には納税者側は署名と押印する）。

◆税務調査手続に関するFAQ

◇一般納税者向け 問4より

◆**税務調査手続に関するFAQ**
◆**一般納税者向け 問8より**
原本又は会社にとって原本である物件は「留置き」として返却しますが、原本等を税務調査の際でコピーした写し（コピー）の提出を受けても返却しません。

◆税務調査手続に関するFAQ

◆**一般納税者向け 問8より**
医師・弁護士のような職業上守秘義務が課されていて業務上の秘密に関する帳簿書類等であっても納税者の協力の下、その承諾を得て帳簿書類の提示・

提出を依頼する場合があります。

〔4〕取引先等に対する実地調査【改正なし】

必要があると認める場合には外部の者に質問・帳簿書類を検査できます。

◆税務調査手続に関するFAQ

◇一般納税者向け 問21より

取引先など納税者外に対する調査を実施しなければ、納税者の申告内容に関する正確な事実の把握が困難と認められる場合には、その取引先等に対し、いわゆる反面調査を実施することがあります。

反面調査の場合には、事前通知に関する法令上の規定はありませんが、運用上、原則としてあらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。

税務調査終了

〔1〕是認通知【新設】

〔改正前〕 法令上の規定なし。

（実務上、調査したすべての税目・課税期間について非違（違法性）がなくかつ指導事項がない場合は「調査結果についてのお知らせ」を通知。
〔改正後〕 調査した税目ごと・課税期間ごとに「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」と通知。

〔2〕調査結果に非違がある場合（調査結果の説明）【新設】

〔改正前〕 法令上の規定なし。

〔改正後〕 課税当局が「調査結果の内容の説明」として「非違のあった税目、課税期間、非違の内容、金額、その理由」を説明。

◎**預り証**

預り証

私は國家に必要であるため、下記の簿書類等をお預りいたします。 たなし預り期間は、本日より一週間以内とします。その期間においても貴殿から返却を求められたときは、ただちに返却いたします。

平成 年 月 日

税務官 課 部門氏名

印

1. ○ ○ 帳2. 3. 4.

以上

（「租税法の基礎理論」P137日本評論社より）

◎**更正決定をすべきと認められない旨の通知の説明**

平成24年度	平成23年度	平成22年度
法人税 修正申告	法人税 修正申告	法人税 申告是認
消費税 修正申告	消費税 申告是認	消費税 申告是認

〔改正前〕 「調査結果についてのお知らせ」は通知されなかった。

〔改正後〕 平成23年度消費税・平成22年度法人税・平成22年度消費税について「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」と通知。

(3) 調査結果に非違がある場合

【修正申告等の勧奨】 【新設】

(改正前) 法令上の規定なし。

(改正後) 調査内容の説明の際に、調査担当官は修正申告、期限後申告の勧奨することができる。納税者が修正申告等をした場合には異議申立て、審査請求はできないが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面を渡し、納税者はその書面を受領した旨の署名と押印をする。

(4) 調査結果に非違がある場合
【更正、決定】 【期間の延長】

(改正前) 修正申告の勧奨に応じない場合は、課税当局は更正、決定の処分を行い、その通知書を送付。期間は法定申告期限から3年以内の分について偽りや不正がある場合には法定申告期限から7年。

(改正後) 平成23年12月2日以降に法定申告期限が到来する国税(所得税、相続税、消費税等)については増額更正ができる期限が5年。他は改正なし。

(5) 納税者に代わって顧問税理士が調査結果の説明を受ける場合 【新設】

(改正前) 法令上の規定なし。

(改正後) 納税者が受ける調査結果の説明及び書類の交付は納税者の同意があれば顧問税理士に行うことができる。この同意は以下のどちらかの

方法で意思を示す。

- 1) 調査担当官が電話や調査時に納税者に直接同意の意思を確認する方法
- 2) 顧問税理士から納税者の同意の意思が確認できる「調査の終了の際の手續に関する同意書」を税務署長宛に提出する方法

質問検査等することができる。
◆ 税務調査手續に関するFAQ
◇ 一般納税者向け 問26より
ある税目・課税期間について税務調査を行った場合には原則としてその税目・課税期間について再度の税務調査を実施することはありません。

◎調査の終了の際の手續に関する同意書(日本税理士連合会より)

平成 年 月 日	
税務署長 殿	
調査の終了の際の手續に関する同意書	
税理士 又は 税理士法人	事務所 の名称 及び所在地 電話 () - ()
氏名 又は 名称	所属 税理士会 名称 支所 登録番号 第 () 号
【私・当法人】は、上記(税理士・税理士法人)を代理人と定め、(私・当法人)に代わって代理人が下記の行為(国税通則法第74条の11第1項から第3項に規定する行為)を行うことに同意します。	
依頼者 (個人)	住所 又は 事務所 所在地 電話 () - () 氏名 又は 名称
依頼者 (法人)	本店 所在地 電話 () - () 商号 又は 名称 代表者
対象となる税目	下欄に掲げる税目の調査対象となった課税期間について、 <input type="checkbox"/> 1 実地調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合において、その旨が記載された書面を受領すること <input type="checkbox"/> 2 調査の結果、更正決定等をすべきと認められた場合において、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認められた額及びその理由を含む。)の説明を受けること <input type="checkbox"/> 3 上記2の説明を受ける際に、修正申告又は期限後申告の勧奨が行われた場合における次に掲げる事項 <input type="checkbox"/> ① 調査の結果に關し納税申告書を出した場合には不届申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨の説明を受けること <input type="checkbox"/> ② 上記1の内容を記載した書面の交付を受けること
税	() 種 () 課 () 税
調	査



その他

(1) 白色申告者の帳簿保管義務 【改正】

(改正前) 個人の白色申告者のうち前々年分、前年分の事業所得、不動産所得、山林所得の合計額が300万円を以下であれば記帳と帳簿書類の保存が不要。

(改正後) 事業所得、不動産所得、山林所得の業務を行う全ての事業者(所得税の申告の必要がない方を含む)も記帳と帳簿保存が必要(平成26年1月以降)。

(2) 更正の請求期間 【期間の延長】

(改正前) 1年
(改正後) 5年